

北杜市バックカスツーリズム事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の特産品であるワイン、日本酒、ビール等を始めとしたアルコール文化の魅力発信を図るため、アルコール文化の発信、観光、体験等を盛り込んだ本市を巡るツアーの提供を行う事業者に対し、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号）及びこの要綱に基づき、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金対象者)

第2条 補助金対象者は、ワイン、日本酒、ビール等を始めとしたアルコール文化の発信、観光、体験等を盛り込んだ本市を巡るツアーの提供を行い、旅行業法第3条又は第23条の登録を受けた事業者に対し行う。なお、「ツアーの実施主体」又は「海外の旅行会社と書面による契約によりツアー手配を行う者」、いずれも日本国内に営業所を置く事業者に限る。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、ツアーに要する経費の一部とし、別表の左欄に掲げる各区分により、同表の右欄に定める額を限度として必要な区分の経費を足し合わせ、予算の範囲内で市長が認める額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北杜市バックカスツーリズム事業補助金申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付等)

第5条 市長は、前条の規定により申請書兼請求書の提出があったときは、速やかに内容及び関係書類を審査し、北杜市バックカスツーリズム事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金を交付しないと決定した者に対しては北杜市バックカスツーリズム事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

(変更等の承認)

第6条 前条第1項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止しようとするときは、北杜市バックカスツーリズム事業補助金交付変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、

その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

(1) 交付決定額に変更が生じない流用

(2) その他市長が認める軽微な変更

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、北杜市バックスツーリズム事業補助金交付変更決定通知書（様式第5号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(補助金の交付の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定を取消し、北杜市バックスツーリズム事業補助金決定取消通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) その他市長が補助金の交付決定を取消しすべき事由があると認められるとき。

(補助金の返還)

第8条 申請者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合又は補助金の交付を受けた者が補助金を他の用途に使用した場合は、期限を定めて補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は補助金の交付を取り消した場合で既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命じ北杜市バックスツーリズム事業補助金返還命令書（様式第7号）により行うものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、北杜市バックスツーリズム事業補助金実績報告書（様式第8号）に必要な書類を添えて、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

(補助金の交付の請求)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、北杜市バックスツーリズム事業交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。ただし、必要に応じ、第9条の規定による実績報告と併せて交付の請求を行うことができるものとする。

(証拠書類の保存)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完

了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和7年3月31日限りでその効力を失う。

別表 (第3条関係)

区分	限度額
バス、タクシー等借上げ費	300,000円
協力事業者負担金	200,000円
ツアー広告費	200,000円